

改葬許可について

- 遺骨の新しい受け入れ先が決まっていますか？
- 現在の墓地（納骨堂）使用者以外の申請の場合は、使用者の承諾が必要です。

例：父の遺骨を伯父（父の兄）のお墓に納骨していたが、新たに納骨堂を購入したので、父の遺骨を納骨堂に移したい場合
⇒この場合、管理者である伯父の承諾が必要です。

許可証発行までの手続き

- 申請書に必要事項を記入して、現在の墓地または納骨堂の管理者から証明を受けてください。

お寺の場合は、住職が管理者になっていることが多いようです。
地域の納骨堂の場合は、数年ごとに管理者が変わる場合がありますので、ご確認ください。

- 必要事項を記入されたら、市役所（環境課）に申請書を提出してください。郵送で提出される場合には、「必要事項・管理者印のある申請書」「手数料分の郵便小為替」「切手を貼った返信用封筒」を必ず同封してください。
- 手数料：300円

申請した当日に許可証の発行はできません
許可証は書類審査に数日かかります。
余裕を持って申請書を提出してください。

- 許可証は郵送することができます。
- 新しく納骨する墓地または納骨堂の管理者に許可証を提出してください。